

湖東記念病院事件国賠訴訟判決についての声明

大津地裁（池田聡介裁判長）は、7月17日、湖東記念病院人工呼吸器事件国家賠償請求訴訟において、警察の取り調べに違法があったとして滋賀県に賠償を命じる判決を言い渡した。一方で検察の捜査に違法性はなかったとして国への請求を棄却した。

本件は2003年5月22日、旧湖東町の湖東記念病院に入院していた高齢男性患者が死亡した事件で、入院患者の人工呼吸器のチューブを外し、殺したとして看護助手の西山美香さんが逮捕され、殺人罪で懲役12年の判決が確定した事件である。服役中に西山さんは再審請求を申し立て、第二次再審即時抗告審において大阪高裁判事2部（後藤真理子裁判長）が、患者の死因について自然死の疑いを認め、さらに西山さんの自白の信用性を否定し17年12月20日、再審開始を決定し、最高裁で19年3月18日再審開始が確定、大津地裁で再審裁判が開始された。20年3月31日、同地裁（大西直樹裁判長）は、確定判決の証拠とされた西山さんの供述調書は、警察の自白の強要や恋愛感情を利用した嘘の自白を誘導した疑いがあるとしてその信用性、任意性を否定し無罪判決を言い渡した。そして、このような冤罪が生まれた司法の在り方にも言及し、無辜の者を罰しない改革へ司法に携わる者が心して取り組むよう説諭した。

判決は確定したが、警察や検察からは西山さんに直接謝罪もなく、捜査の在り方について第三者を入れるなどの検証もなされていない。西山美香さんは、いまでも多くの人が冤罪に苦しんでいる中、悲劇を繰り返してはならないと、20年12月25日に本件賠償訴訟を提起したものである。

本判決は、警察の虚偽の自白誘導など警察の違法な捜査を断罪し、県に約3100万円の賠償を命じた。同時に、解剖医が死亡患者の死因を「たん詰まりの可能性がある」とした捜査報告書が送検されていなかったことについて「送検していれば起訴されなかった」として証拠隠しの違法も認定した。

その一方で、検察官は、警察からすべての捜査資料が送られるものと理解しており、自然死の可能性を指摘する捜査報告書の送検を指示できなかったとし、さらに西山さんには軽度の知的障害があり警察の取り調べに迎合しやすい「供述弱者」であることや警察官への恋愛感情からうその自白をしたことまでは推測できなかったとして、西山さんの自白の任意性を知る立場になかったなどと責任を認めず、自白を信用して起訴したのは違法ではないとしている。この認定は、検察が警察の捜査をチェックする責務を果たさなかったことに対する免罪であり、不当な認定部分として断固抗議する。

県（警察）は、断罪された判決に控訴することなく、違法捜査を反省・検証し西山美香さんに直接謝罪すべきである。

検察は警察の捜査をチェックする立場にありながら、そのまま違法捜査を追認し、起訴した。再審開始決定に特別抗告をしておきながら、再審公判になると有罪の主張・立証を放棄したり、証拠開示を渋ったりなど、真実究明に背を向け、公益の代表者としての責任を果たさない違法があった。

弁護団と西山美香さんは、これら検察の違法を断罪すべく控訴してたたかうとの決意を表明した。私たちもともにたたかうことを表明するものである。

本件はまた、捜査段階からの弁護人の立会権がなかったことや、警察が捜査で集めた都合の悪い証拠が隠されていたこと、再審開始決定へ検察が抗告したことで冤罪をつくりその救済を遅らせた。国会で継続審議となっている再審法改正など、冤罪を生まない司法改革にさらに全力をあげて取り組んでいく決意である。

2025年7月22日

日本国民救援会中央本部
日本国民救援会滋賀県本部